

島本町教育委員会 会議録（平成29年第8回 定例会）

日 時	平成29年7月20日（木） 午前9時30分 ～ 午前11時10分
場 所	島本町役場 地階 第五会議室
出 席 者	岡本教育長、中川委員、高岡委員、藤田委員、西山委員 北河部長、川畑次長 （教育総務課）三浦課長、森山主査、奥田主査 （教育推進課）川口課長、佐々木参事 （子育て支援課）齊藤課長 （生涯学習課）南田課長、大柴主幹
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第27号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正について 第28号議案 平成30年度使用小学校教科用図書特別の教科「道徳」の採択について 第9号報告 平成29年度夏季休業日中における児童生徒の指導について
議 決 事 項	第27号議案、第28号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者10名

教育長

ただいまの出席者は5名で、全員出席であります。

よって平成29年第8回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、藤田委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、藤田委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

第27号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第27号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案資料をご覧ください。

改正理由につきましては、前回の教育委員会定例会で「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例」の一部改正について、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等に対する保育料を無料とすることに関してご審議いただきましたが、先日開催されました町議会において一部改正条例が可決され、この条例改正に伴い施行規則についても所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、市町村民税非課税世帯の第2子の保育料を無料とするものでございます。

1号認定においては3階層、2号・3号認定においてはB階層に属する世帯がこれに該当いたします。

その他、条例改正に伴い不要となる規定を整理し、また文言等を整理するものでございます。

それでは資料11ページをご覧ください。

下段に記載しております平成29年度の幼児教育の無償化に係る取組2点のうち、網掛け部分となっている市町村民税非課税世帯の第2子無料について規則改正を行うものです。

資料12ページをご覧ください。

上段の囲いに記載しておりますとおり、国の改正と同様に町においても無料といたします。

資料13ページをご覧ください。

1号認定、幼稚園の保育料は条例改正により1階層から5階層までのひとり親世帯等が無料となります。

繰り返しの説明になりますが、左側に記載しているひとり親世帯等以外の3階層の改正後にある網掛け部分が今回の対象となります。

資料14ページをご覧ください。

2号・3号認定、保育所保育料は同じく条例改正によりA階層からD3階層のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯までのひとり親世帯等が無料となります。

左側に記載しているひとり親世帯等以外のB階層の改正後にある網掛け部分が今回の改正箇所となります。

資料15ページには影響額を記載いたしております。

上段の206,400円が規則改正での影響額となり、下段の条例改正での影響額261,600円と併せて468,000円が今年度減収となる見込みです。

資料9ページをご覧ください。

新旧対照表に戻りまして、1段目に記載してございます第6条第2項の「(当該児童の属する世帯の同表に掲げる階層区分が3階層である場合は0円)」と規定しているのが幼稚園部分の改正となります。

資料10ページの4段目から同様の記載で、第7条第2項に「(B階層である場合は0円)」と規定しているのが保育所部分の改正となります。

その他の箇所については条例改正に伴い不要となる規定を整理し、また、文言等を整理するものでございます。

以上、簡単ではございますが、島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑なし)

教育長

教育長 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第28号議案「平成30年度使用小学校教科用図書特別の教科「道
徳」の採択について」を議題とします。

委員の方々におかれましては、展示期間中に既に関覧していただい
ていることと思われませんが、本日は選定委員会から具申されました3
社につきまして、用意しておりますので、必要に応じてご覧ください。

第28号議案「平成30年度使用小学校教科用図書特別の教科「道
徳」の採択について」事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 第28号議案「平成30年度使用小学校教科用図書特別の教科「道
徳」の採択について」ご説明申し上げます。

本日の具申に至るまでの経緯につきましては、5月25日に開催い
たしました1回目の選定委員会におきまして、見本本の調査に関する
調査委員会が設置され、6月19日までに5回の調査委員会を開き、
調査員による調査・研究を行いました。

その後、6月29日に開かれた2回目の選定委員会で調査員からの
報告と調査委員長からのヒアリングを実施しました。

そして、7月7日の3回目の選定委員会におきまして本町で使用す
る上で、最も適当であると考えられる発行社の教科書を選定し、本日
具申する次第です。

また、選定作業と並行して住民の方々にも教科書を閲覧していただ
くため、5月29日から7月5日まで町教育センター及び町立図書館

にて法定外・法定内展示を行いました。

そして意見箱を設置し、住民の方々からの意見や感想を募りました。

教育長

それでは続いて、小学校教科用図書選定委員会委員長である第三小学校の加藤校長に、具申内容について説明していただきたいと思えます。

加藤校長の入室を許可してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、加藤委員長の入室を許可いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(加藤委員長入室)

教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、小学校教科用図書選定委員会委員長から「平成30年度使用小学校教科用図書特別の教科「道徳」の選定の関する意見について」に関する具申を求めます。

選定委員長

平成29年5月29日付け、島本町教育委員会よりの指示事項「島本町立義務教育諸学校における平成30年度使用する小学校教科用図書の島本町教育委員会が行う採択について、必要な調査研究及び選定資料を作成するとともに、採択に関する重要事項に関して島本町教育委員会へ意見を具申するものとする。」に関しまして、公平かつ厳正に調査・研究を行い、選定に関する意見を具申します。

教育長

これより、具申理由の説明を求めます。

選定委員長

(具申理由を説明)

教育長

これより、質疑を行います。

委員

道徳の教科書を選定するというのはいろいろと問題があり、この問題に関与する以上、選定に慎重にならざるを得ないと思えます。

8社の教科書を見て感じたことですが、1社児童を危険な感情に導くものがありました。

逆に安心を感じるものが1社ありました。

選定についての考え方は、専門的な理解がある選定委員の具申を最大限に尊重したいと思っています。

個人的な意見ですが、幸い、私が良くないと思った教科書は選定教

科用図書に入っていませんでしたが、良いと思った教科書も入っていませんでした。

委員

選定委員の方が選んでくださって、それぞれ傾向の違う3社が出てきたなと思っています。

ノートの扱いについて、現場の先生方にお伺いしたいと思っています。

日本文教出版は表現がわかりやすく、低学年に配慮されていると思います。

道徳の授業の学習環境もあると思いますが、週2時間で学ぶことを意図している教科書もあります。

高学年であれば、携帯電話やパソコンについてしっかり学ぶ必要があると思うので、週1時間で心の成長を促す授業を行う必要があると思います。

委員

光文書院は子供が見ても、授業で何をするかすぐにわかると思います。

東京書籍は目当てがすごく簡単に記載されているだけで、何を学ぶか想像を膨らませるようになっています。

想像の中で解決した方が大人にとってはいいかと思いますが、現場の先生はどう思っているか伺えたらと思っています。

選定された教科書については、3社とも悪いイメージはありません。

選定委員長

道徳の授業では、子供たちが自分なりにどう考えたかがポイントとなります。

授業の中では教科書の別冊ノートの使いやすさがポイントとなります。

書くことは大切な言語活動となりますし、思考する時間も大切なのでバランスがポイントとなります。

東京書籍については、出版社として大きな実績があります。

光文書院の教科書はこれまで全国で使われており、オリジナルな教材も多く身近な題材を取り上げています。

教育長

別冊ノートについては多くある方がいいと思っていましたが、短くまとめることも必要だと思いました。

委員

全体的な文章のボリュームについてもポイントになると思っています。

す。

選定された3社の教科書について、光文書院は文章的に単元として短く読み取りやすく、授業の意図も読み取りやすいと思います。

切り口、投げかけが短い文章となっている光文書院がいいかと思います。

委員

今回の選定で教科書を見る中で、教科としての道徳のイメージが湧いてこない点があるので教えてもらえませんか。

教育推進課長

道徳の授業時間は1年生が34時間、2年生から6年生が35時間あります。

その中で正解や間違いではなく、自分自身でどう考え、どう感じたかがポイントになります。

これらのことから、自分の価値観を深めていく時間になります。

道徳の授業を通して、必ずしも子供たちにこういう姿になってほしいということではなく、子供たちに語りかけながら自分の考えを深める時間なので、学校現場では大事にしていきたいと考えています。

選定委員長

道徳の授業は今まで挨拶ができていなかった子供が、授業を受けた次の日から挨拶ができているかを評価するものではないと思います。

いかに自分でどう考え、その考えたことが将来どのように醸成されるかが大切だと思います。

しかし、一定の価値観を照らすのではなく、多面的な育ちができればそれが一番だと思います。

委員

挨拶について皆で考えて、それぞれができるようになったことに丸をつけるものではないということですね。

選定委員長

そのとおりです。

どういうことについて考えることができたか、教材に触れることでどう成長したかが重要となります。

通知表については、道徳については「特別な」という言葉が付いているので、「出来た」又は「出来なかった」という評価にはならないと思います。

どう考え、どう理解したかが重要と考えており、現在検証もしています。

教育長

評価の方法については、教育委員会としても一定の方向性を示す必

要があると思っています。

しかし、本日は教科書の選定が議題となっておりますので、選定に関する議論をお願いいたします。

委員

東京書籍は気づき、振り返り、活かすことを順序立てていると思います。

島本の子供をどう育てていくのかということを考えると、自分の価値観を発見し、人との違いを見つけることが大事だと思います。

1年生の頃からの自分の変化を感じられるように作られていることが望ましいと思います。

光文書院は日常生活からの問いかけにより、児童は理解しやすいと思います。

教育長

道徳の授業は元々いじめ問題について取り上げるものでしたが、そのあたりの記載内容の差はいかがですか。

選定委員長

いじめの記載内容については、大きく差はないと思います。

ただ、子供から見て身近な題材からマッチングすることが大事だと思います。

そのほうが、子供にとって自分の言葉を用いて成長することができると思います。

委員

光文書院は島本町の子供を育てる柱としてはマッチングするかと思います。

日本文教出版は友達の考えを記載する欄があるのがいいと思います。

委員

教科書全体の作りとしては東京書籍かと思いますが、初めての道徳の授業で使うものとしては、日常生活から学ぶことが魅力的なので光文書院が3社の中でいいと思います。

委員

光文書院は構成がいいと思います。

切り口もパネル、写真、イラストを先に提示していたりしています。

これから考えていく要素もありますが、道徳の授業の出発段階としてはおもしろいと思います。

教育長

第一印象は日本文教出版の表紙の子供がいきいきしていていいと思いましたが、当然のことながら内容はもっと大事です。

別冊ノートを使うのもいいんですが、一行に凝縮した方がノートとしてはいいと思います。

光文書院が現場の先生も扱いやすいと思います。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。種目「道徳」については、光文書院の「小学道徳 ゆたかな心」を採択することとして、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、採択することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(加藤委員長退室)

教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9号報告「平成29年度夏季休業日中における児童生徒の指導について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

平成29年6月30日付け、島教教第676号にて各学校長に対して夏季休業日中における児童・生徒の指導について適切かつ万全に行われるよう通知しました。

また、大阪府教育委員会からの通知も併せて指導を行っています。

本町では大きく2項目12点について留意事項を作成しました。

第1項目の生徒指導については、休業日中であっても家庭との連携を密に行うとともに、必要に応じて警察や関係機関と連携した対応を行うことを示しました。

また、第2項目の安全管理については、今夏既に連日暑い日が続いておりますが、特に休業日中の部活動指導、また小学生のクラブ体験等において、熱中症や落雷、集中豪雨等の事故予防に徹底した指導及び啓発を行うよう明示しました。

さらに、携帯電話やインターネット、スマホ等の利用に起因した生

活リズムの崩れや事件に巻き込まれないよう、家庭でのルール作りの指導及び啓発を行うように示しました。

加えて、島本町小中学校生活指導研究協議会からも、保護者宛啓発プリントが配布され、そちらも併せて記載事項に留意の上、適切に対応するよう各学校に対して指導を行いました。

教育長 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質疑なし)

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成29年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。